第十一条

裁判国のみが自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。

第十二条

裁判国のみが判決に対する再審の請求について決定する権利を有する。

第十三条

執行国は、決定又は措置であってその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。

第十四条

執行国は、次の場合には、裁判国に対して刑の執行に関する情報を提供する。

(a) 刑の執行が終了したと認める場合

(b) 刑を言い渡された者がその刑の執行が終了する前に逃走した場合

(c) 裁判国が特に報告を求める場合

第十五条

1　第四条2から4までの規定に従って提供する情報並びに第六条に規定する移送の要請及び回答は、それらの宛先となる締約国の言語により提供する。第七条に規定する文書及び説明書には、それらの宛先となる締約国の言語による翻訳文を当該締約国の請求に基づいて添付する。

2　この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担する。

第十六条

両締約国は、いずれか一方の締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。

第十七条

1　この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、その効力が生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用する。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して書面による通告を外交上の経路を通じて与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告の日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

4　この条約は、終了の日の前にこの条約の規定に従って移送された者の刑の執行について引き続き適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十四年一月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
岸田文雄

ブラジル連邦共和国のために
アンドレ・アラーニャ・コヘーア・ド・ラーゴ

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄

（右条約の英文）

TREATY BETWEEN
JAPAN AND THE FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL
ON THE TRANSFER OF SENTENCED PERSONS

Japan and the Federative Republic of Brazil
(hereinafter referred to as "the Parties");

Desiring to further promote international co-operation in the field of enforcement of sentences;

Considering that such co-operation should further the ends of justice and the social rehabilitation of sentenced persons;

Considering that these objectives require that foreigners who are deprived of their liberty as a result of their commission of a criminal offence should be given the opportunity to serve their sentences within their own society; and

Considering that this aim can best be achieved by having them transferred to their own country;

Have agreed as follows:

Article 1

For the purposes of this Treaty:

(a) "sentence" means any punishment involving deprivation of liberty ordered by a court for a limited or unlimited period of time on account of a criminal offence;

(b) "sentenced person" means a person on whom the sentence has been imposed in the territory of either Party;

(c) "judgment" means a decision or order of a court imposing a sentence;

(d) "sentencing State" means the Party in which the sentence has been imposed on the person who may be, or has been, transferred; and

(e) "administering State" means the Party to which the sentenced person may be, or has been, transferred in order to serve his or her sentence.